

学校・こども園給食調理業務委託業者募集要項

1 目的

目黒区立小・中学校及びこども園（以下、「学校・園」という。）における給食は、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、園児・児童・生徒の健康の増進及び心身の健全な発達を図るとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を担っています。

この役割を果たすためには、安全でおいしい給食を安定的に提供することが重要です。

以上を踏まえ、給食調理業務には、学校給食衛生管理基準に基づく適切な衛生管理の下での調理作業や、給食調理に関する専門的な知識及び技術が求められることから、これらを確実に遂行できる事業者を選定するため、プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により委託事業者を募集します。

2 募集概要

(1) 業務名

学校・こども園給食調理業務委託

(2) 対象学校・園

	学校・園名	所在地
1	碑小学校	目黒区碑文谷一丁目18番2号
2	中目黒小学校	目黒区中目黒三丁目13番32号
3	月光原小学校	目黒区目黒本町四丁目15番3号
4	原町小学校	目黒区原町二丁目18番12号
5	げっこうはらこども園	目黒区目黒本町四丁目15番3号

※対象学校・園に関する運営状況（食数等）の詳細は別紙1のとおり

(3) 契約期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで。

ただし、業務評価の結果により、翌年度に同一受託者と随意契約する場合があります。

同一受託者との随意契約は5年を限度とします。

(4) 業務概要

仕様書（案）に基づき、給食調理業務を実施します。（別紙2）

主な内容は、次のアからクのとおり。

ア 食品納入立会 イ 食品等管理 ウ 調理 エ 配缶・配膳（園のみ）・運搬・回収

オ 残菜・厨芥処理 カ 洗浄・消毒 キ 清掃・点検 ク その他

※ 献立の作成及び食材料の購入は、各学校・園に配置している栄養士が行います。

※ 本件に関する質問を、令和8年10月14日（水）から令和8年10月21日（水）正午まで受付します。様式1「質問書」に必要事項を記入の上、「10 提出・問い合わせ先」メールアドレス宛てお送りください。質問に対する回答は令和8年10月22日（木）に目黒区公式ウェブサイトで公開します。

3 参加資格

参加できる事業者は、次の要件をすべて満たしている事業者とします。要件の基準日は、「プロポーザル参加申込書」の提出日とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号。）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 目黒区の競争入札参加資格を有していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 目黒区競争入札参加資格者指名停止措置基準（平成2年4月1日付目総契第740号決定）に定める措置要件に該当しないこと。
- (5) 目黒区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年7月28日付目総契第4070号）別表に該当しないこと。
- (6) 東京電子自治体共同運営電子調達サービス入札参加資格で目黒区に営業種目「病院給食・学校給食」共同格付A等級で格付けされていること。
- (7) 学校を受託する場合は公立小・中学校、こども園を受託する場合は幼保一体化施設（認定こども園）または保育施設において、自校・園調理方式による給食調理業務受託実績があること。
- (8) 労働争議等、その他の事情により受託業務の遂行が困難となった場合の危険を回避するため、代行保証制度に加入する等、業務を代行できる体制を確保できる者であること。

4 参加の申込

本プロポーザルの参加を希望する事業者は、参加申込期間内に次の書類を目黒区教育委員会事務局学校運営課保健給食・健康係（以下、「事務局」という。）宛てにメールで提出してください。提出書類のファイル形式はPDFとしてください。

(1) 参加申込期間

令和8年10月14日（水）から令和8年10月26日（月）午後5時まで

(2) 提出書類

	提出書類	様式	備考
1	プロポーザル参加申込書	様式2	
2	東京電子自治体共同運営電子調達サービス入札参加資格審査受付票の写し	—	
3	資格要件を満たす実績の契約書の写し	—	参加資格要件（6）関連資料（※1）
4	業務を代行できる体制を確保していることを証明できる書類	—	参加資格要件（8）関連資料

※1 契約書の写しは直近のもので、「件名」「契約期間」「契約の相手方の印」が確認できるものを、1件分提出してください（全受託校分の提出は不要です）。

(3) 選定結果の通知

参加の申込に係る提出書類を確認し、結果を10月27日（火）に通知します。

5 提案書等の提出

選定の結果、参加資格有と通知を受けた事業者は、提出期限内に次の書類を事務局宛てに郵送（または持参）及びメールで提出してください。提出書類のファイル形式はPDFとしてください。

(1) 提出期限

令和8年11月4日（水）正午まで

(2) 提出書類

	提出書類	様式	提出部数	備考
1	会社概要	様式3	10部	
2	見積額及び従事者配置計画 (※2)	様式4	10部	・様式4—2「見積額内訳書」 を学校・園別に添付する。
3	提案書	様式5	10部	
4	提案内容に関する不開示希望 部分・理由の疎明書	様式6	1部	

※2 業務に従事する労働者に対する人件費は、目黒区公契約条例に規定する労働報酬下限額 1時間当たりの単価を1,496円（令和8年度単価）以上とすること。なお、今後において提示する単価の変更が見込まれています。

(3) 注意事項

- ア 提出書類の規格は、原則としてMS明朝体、文字サイズは10.5ポイント以上で作成してください。
- イ 提案書には、事業者名、人名及び参加者名を類推できるような記載をしないでください。例えば、会社のロゴマーク、施設、社員（職員）の経歴や保有資格、写真などがこれに当たります。また、特段指定するもの以外に固有名詞などの記載や個人を識別できるような写真の掲載は控えてください。なお、そのような記載があった場合には提案書を受理しない場合があります。
- ウ 特段の専門知識・技術を有しない者でも評価が行えるよう、平易にわかりやすく記述してください。
- エ 提案書は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、開示請求があった場合は、目黒区情報公開条例（平成12年12月目黒区条例第58号）の趣旨に則し、原則全部開示とします。したがって、全部開示されることを前提に、独自ノウハウ等を開示されることで法人等に明らかに不利益になる事項及び受託している実務実績については様式6「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」に記載のうえ提出してください。なお、不開示部分についての最終判断は目黒区で行いますので、必ずしも疎明書に記載されたすべての部分が不開示になるというわけではありません。
- オ 様式6「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」には、法人名、提案書の該当ページ、不開示を希望する部分、具体的な理由、目黒区情報公開条例上の該当条例を明記してください。

6 選定方法・評価基準

目黒区教育委員会が設置する「学校・こども園給食調理業務委託業者選定委員会」において、書類審査による第一次評価、プレゼンテーションによる第二次評価を行い、第一次評価、第二次評価の合計点を計算し、順位付けを行います。順位の高い事業者から本業務に最適な契約候補者として選定します。ただし、この選定は目黒区が契約を締結することを保証するものではありません。選定結果はメールで通知します。

(1) 第一次評価（書類審査）

申請資格要件を満たしている事業者の提案書等の内容を評価基準に沿って審査します。第一次評価の合計点が総得点数の60%（90点満点中54点）に満たない場合は、第二次評価を行う事業者として選定しません。審査結果はメールで通知します。

(2) 第二次評価（プレゼンテーション）

第一次評価の結果、上位複数社に対し行います。提案書等の内容に関するプレゼンテーション及び質疑応答を行うとともに、学校給食調理業務において想定される事例（ケーススタディ）に対する対応方針等について説明を求め、審査をします。ケーススタディの内容は、第二次評価対象事業者へ当日ご案内します。

場所は目黒区総合庁舎内会議室を予定しています。

(3) 評価基準

別紙3「評価基準表」のとおり

7 評価結果

(1) 評価結果は、メールにて通知します。

(2) 第一次評価、第二次評価の合計点が1位と2位の事業者は、「2 募集概要（2）対象学校・園」のうち2件の受託候補者とし、3位の事業者は1件の受託候補者とします。

(3) 1位の事業者が2件を受託することができないと判明した場合は、総合評価順位において直近下位の事業者（以下「次点」という。）と順次協議の上、受託候補者を決定します。

(4) 2位の事業者が2件を受託することができないと判明した場合は、1位の事業者を受託候補者とします。ただし、1位の事業者がこの受託を辞退した場合は、次点の事業者と順次協議の上、受託候補者を決定します。

(5) 受託候補者が受託できないと判明した場合は、合計点順位に従い、次点の事業者を受託候補者とします。

(6) 委託予定校以外の学校・園で委託する受託候補者を選定する必要がある場合は、1位の事業者を当該学校・園の受託候補者とします。ただし、1位の事業者が当該学校・園を受託することができないことが判明した場合は、次点の事業者と順次協議の上、受託候補者を決定します。

(7) 委託学校・園は、提案書及び見積額の内容を踏まえ、事務局が指定します。

8 スケジュール（予定）

募集の開始、募集要項の公表	令和8年10月14日（水）
質問受付期限	令和8年10月21日（水）正午
質問に対する回答	令和8年10月22日（木）
プロポーザル参加申込書の提出期限	令和8年10月26日（月）午後5時
提案予定者の選定結果の通知	令和8年10月27日（火）
提案書等の提出期限	令和8年11月4日（水）正午
第一次評価（書類審査）	令和8年11月
第一次評価結果の通知（対象者）	令和8年11月下旬から12月上旬
第二次評価（プレゼンテーション）	令和8年12月10日（木）予定
受託候補者の決定、選定結果の通知	令和8年12月下旬

9 その他留意事項

(1) 提出書類作成にあたり、学校・園への問い合わせ、下見等のための立入りはできません。

(2) 本件に参加し、提案に係る費用は、すべて参加事業者の負担とします。

(3) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出はできません。

- (4) 提出書類に虚偽の記載がある場合は、応募を無効とします。
- (5) 提出された書類は返却いたしません。
- (6) 本業務における労働者等の適正な労働条件を確保するため、契約期間中は目黒区公契約条例の適用を受けることとなります。詳細は目黒区公契約条例及び目黒区公契約条例施行規則を参照してください。

10 提出・問い合わせ先

目黒区教育委員会事務局学校運営課保健給食・健康係 電話 03-5722-9306

メールアドレス：kyoiku22@city.meguro.tokyo.jp

(目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区総合庁舎 本館5階)

以 上